

申請に対する処分

処分名	水洗便所改造資金融資あっせん対象及び資格
根拠法令	奄美市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則第3条
所管課	下水道課

1 審査基準

申請を行うことができる人

排水設備の新設又は改築を行う者で融資を受けようとする人

申請の方法

水洗便所改造資金融資あっせん申請書を下水道課に提出する。

許認可等の要件

ア 建築物の所有者又は改造工事について、当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。

イ 融資金の償還について十分な支払い能力を有すること。

ウ 市民税及び固定資産税並びに下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

エ 改造工事費を一時に負担することが困難であること。

オ 法第9条に規定する処理開始の公示の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかつたことについて相当の理由があるときはこの限りではない。

カ 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。

2 標準処理時間

7日